

近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

70 1 2 3 4 5 6 7 8 9 80

文化九申年二月

組合村議定書文写

武捨五村



経済学部
研究室
52
794

51250

今被御出役

南

大竹清太史様

小

長瀬友五郎様

定

一 何事も之を組合村之變事有之哉
 五郷村之及相談此入用等名其村楨
 弥及大妻不相濟 御公邊相成此
 茲諸入用組合村之助合可致條左之通
 一首益成付凡妻死人村所不相知者

及 御訴りて 助合可致事

一 浪人毛の類村々を 溢せ或は村後
完杯^ら及 刃傷致す無之無扱及
御訴りて是又同断

一 修験者或は僧之類村内^に而
て是致す無之者及 御訴りて同断

一 他國他村之者同士組合村内^に及
喧嘩其村方之者取鎮^て立入却る難
治被申懸無扱引合^に相成 御公
邊^に相成^ら是又同断

一 仇変死人有之由御村々相尋^ら不^ら而
當人無之無扱 御公邊^に相成^ら

親族之老罷出引取以而路詰雜用亦
是又同斷

一何人より遠國他村之老組合村
内之相煩生國に通路致度旨願之付
飛脚手差遣先村役人無極筋合
杯中立不取取若其老相累の歎

又其老儀之付 御公遣之相成
以最之是又同斷

一組合外村之無宿老杯其村之徘徊為
致自其老變事出来以儀之決而助
合致間敷事

一組合村之内帳外老村方以隱墨

右之者より変事出来儀を決而
助合無之事

但張外相成以後村方不居若其村
通楫之於變事出来は隣村五御
村と相札通楫相違無之おひて
を助合可致事

一 火付盜賊之類或は長服差殘等
持渡通り若旨中ぬりし組合村内
何れを以て又とゆえり之間敷儀
申楫及雜流は其前之村と組
合村と為相知りて早之に付捕送
御所可申事

割合可差出品有増左之通

一 病人手負人

飯料

一同

茶料

一 槓らふ様々水油代

一 穴堀古銀代

一 当古部昼夜為致少々老昼夜之

飯米老科可遺事

一 組合村之役人共年會之款ハ

飯料老人前

老飯之給四文ハ

一 九折方出役之老路雜用老人前老日

ニ付銀四文之儀定

一 御役人様方下下之款ハ古贈雜用

以上下法考人前銀五匁宛宿条代之
儀之卷宿之付金五分之議定

一書上紙代

一建札板代

一木錢米代法札被下墨以右宿元以

請取置勘定不差出条代同様可致

事

右之條之外組合村々之内要事或々

六々敷儀出来少々其筋合相札以上而

助合可致~~以~~雜用割合之儀之高割

半分面割半分の割合を以急度助合

出錢可致此事

右之通組合村之立会相諮及議定ハ
上之今條之通相互之及遠亂中間敷ハ
依之取極一札如件

文化九年申二月

宿村

名主

作左米門

17

弥十郎

大沼村

名主

五郎米門

組頭

八郎米

圓下村

名主

友左衛門

子頭

四郎兵衛

幸田村

名主

長兵衛

子頭

又左衛門

心持谷村

名主

弥四郎

子頭

弥十郎

西野村

名主

八郎兵衛

子頭

岩左衛門

不動堂村

名主

治左門

与頭

源五郎門

貝塚村

名主

左十郎

与頭

又三郎

菱下村

名主

五右衛門

与頭

弥右衛門

細屋敷村

名主

左門

与頭

栄次郎

栗生村

名主

孝左衛門

子頭

信右衛門

片貝村

名主

十左衛門

子頭

新十郎

甲新集村

名主

治郎左衛門

子頭

源左衛門

高倉村

名主

宣吉

子頭

七兵衛

中村

日勤名至

政左米門

治左米門

寺頭

嶋村

名至

儀左米門

要藏

寺頭

蒲名村

名至年為

源右米門

要藏

寺頭

宮村

名至年為

平兵米

彦兵米

寺頭

堀内村

名主

清兵衛

寺頭
宣右衛門

園内村

名主

又右衛門

寺頭
十藏

中野村

名主

良右衛門

寺頭
谷兵衛

殿廻村

名主

住兵衛

寺頭
弥右衛門

三門村

名五

七郎兵衛

名五
源兵衛

薄島村

名五

与兵衛

名五
清七

荒生村

名五

清五

名五
勘六

町御奉行

根岸肥前守
永田備後守

西組と力給知

村々中合條

一 火付盗賊有之其村々呼立ハ早

速駈付搦捕 御訴可申上事

一 首領或付允変死人但所不相知者
其村より早々 御訴可申上事
一 浪人者之類亦曰祿多るを致し歎又
難治之間敷義中其の有之者其功之
村より組合村より為相知り早々
駐集協捕 御訴可申上事

一 修験者陰陽師之等僧之類合力乞
しるし助力致間敷事若其者難治中
截立退下し前組合村より為相知り
右同断
一 無宿者細細い多し其見付は其
村より組合村より為相知り右同断

一 長服差を帯し博奕園者の中母らし
暴破込小 又小ゆきり小間敷儀有之
前組合村之れ為相知小右同断
一 御免勸化之外勸化人小人足差添中
間敷小事

右之通今夜中合致議定小上若無角
捨急度執斗可申小尤諾入用其儀之組
合村之高割申分面割申分之割合を
以無滞出錢可致小依之取極一札
如件

文化九 申年二月

法双方組合

武拾五子村

2.30